

ます、議会の運営、そういう面考之合わせまして、議会の円会中に
委員会が用けないことに相なつております。かう結局私の名前で
各事業を行ないます。時に主幹の委員長、初め委員各位にお
出掛けいただき、いわゆる協議会というふうなことで色々事
前に御相談申し上げ、そして入れなり又は工事を施工する段
階をとつておるわけであり、従いまして川窪助役から
え、説明ソ長しましたように、事前には私の名に於て委員全
員の方に御出席ソ長だつて詳細に説明ソ長しまして御了
承を得ているというのが今の段階でありますので、入れの
場合にえその主幹委員会の委員全員が立ち会うというよう
に議会に於てはつきり明記するのなう、その通りで結請
であります。が、ちよつと私達の立場としてえ色々な面で苦
勞したわけですから、その点私の方から議員の皆様方に御
相談申し上げる次第でございます。

二十三番(大塚節) たしかに法かういけば議決され、事項については当然執
行権をえつ、理事者がその執行はできるのであります。なん
委員会に供することもなく、議員さんに相談することなく、この入
札等は執行権の範囲内で出来るのでわれ／＼か、でる必要
ないとは考之るのではありません。しかし、なぜ委員長と議長が
立会うか、それが少なくとも議会というものと執行権というもの
は、かわつておる相対するものかなぜ立会うのか、委員長、議長
に出てくれと我々は委嘱してはいないのであります。
当然法に基つてやるのなう、あくまで委員長、議長、
出席すべきでない、非常に運営上むづかしい点があるの
はないかと、勿論、法そのまゝでいかなければならない問題もあ
るし、やはり町の運営ということがそのまゝでよろしいか、
そのまゝでいつた場合には町発展の大きな障害となる場合
あるとそれらを考之ると、運営というものがむづかしいと、だから

とつて野放しにするわけにはいかないと思ひますが基本的には自治法でいかなければならないが運営上では議会ではつきりとした方針を立てなければならぬ、本年の冒頭に置きましては、はつきりとした線が打ち出されてゐる、こういう事になると非常にすべての問題がむづかしいわけですが、こうした今後の問題に就ては、はつきりとした案を自治法等により了解できる議会の皆様に了解でき得る問題について了解をしていただく、その方法を進めるという方法で、三つ又五分議連の方に於ては研究なされて法通りにつくならぬはあくまで法通りに行くべきだと、けれどやはりどうしてえ、こうやらなければならぬという問題に就てはこれは議会にはかつて、このようにやつていきなうという方法をとつてこれを進めていくのがあり方ではないかと、ところが今回みますると、前にはそのようなことをやつていながら今度

は各委員会から委員の方が出ておらうな、ところが聞くところによると委員長さんと議長さんは出ておられる、それでは議決権と執行権の相反する問題がおこる、なぜ委員長と議長が代表で出なければならぬか、執行権をおづかつている町長はその執行をやらうと思へば予算の範囲内でやりうることをなぜ委員長さんと議長さんに出てもらうのがこのうう大きな疑問が出てくるので、こうした関係を十分御研究をお願いいたします、本件については異議ございません

一町長(瀬吉清蔵) ただ今の久保議員の御指摘でありますますが私も同感であります、あらためて申すまでもありませんけれど、現在の福生町はあらゆる面からむづかしい段階でありまして、常に議員各位に御相談申し上げ慎重に御意見を拝聴し、そして運営を行なうということが我々の希望するところでありまして、そういうわけでおるわけですが、今の御指摘のうちで委員

御指觸の莫は我々十分御承知の長しております人

一十三番(大久保郎) 町長がそうした招集をする場合特に我々議員として議長、委員長は我々の長であるということをも良く頭に
おつていただく。理事者の長は町長である。議会の長は議
長である。あるいは委員長である。議会と執行部は相反す
る立場にあるという前提においていただく。

二十八番(田村施二) 関係になりませんが十三番議員から運用上、適正な御発言があつたように考えますがこれらについては運営委員会などでござりまするからこれらにお取り計らい願つて適正な対処を願ひたい、一つだけ伺つておきますが今まで入れの問題の時にはすでに事前に色々打ち合せがございましたが予定価格の決定という一番大きな問題でございまして各自自治体において都道府県にかかわらず又その市町村に使われるややえすると住民から疑念の出るのはその価格の決定であります、あるいは事前に漏洩するとかいうような問題が取り上げられて新聞紙上をにぎわせておる問題ですが現状のただ今も指通しをいたしましたように予定価格の決定はどうかどのような方法でなされてゐるか御説明願ひます、

(町長(頼重清蔵) 田村議員の御質問に対してお答えいたします) 従来のやり方は御承知の通り委員会の全員に御出席いただき

やつてきたのでありますが今の段階は議長と委員長に御出席を求めて入れを行なうという場合勿論その工事に対してしまして設計いたしました技術者の意見を第一に尊重いたします、色々とその時期の状況が多少分にあるわけです、色々な面を考慮せまして事務局、設計者、立会つておるわけです、議長、委員長、両者の御見解をよくお聞きしまして最後に私が決めるという段階をとつておるわけでありまして、

二十八番(田村施二) 物価の変動の多い時期でありまして請負工事について是非常に出します方におきましては受けます、方に於てはなか／＼、重大な時期であらうと考えますが特に予定価額の決定が非常に慎重をきたさなければならぬ時期であらうと考えます、従来のやり方、が総務に所属いたしておりましたの

で大体が学校、建築等の大体技術者の積算したものを
 討議したのでありますが技術者は積算したものをあく迄
 重要にお考へになつてゐると思ひますし更に申し上げま
 したように物価の変動、特に建築資材の変動が強い
 のですからこの点についてお話しする積算屋さんの方が
 先に進んだ現況の額は把握しておると思ひますがそれ
 らの見合はどんなになつてゐるか一例を挙げて終つてしま
 つた行であればさしつかへないと思ひますが、積算額に
 対してどの程度の予定額になつてゐるか一つ御説明が求
 められれば参考になります。

二町長(瀬古清蔵) ただ今の田村議員からの御質問でありますか
 最近行ないました工事であります。御承知の通り第三
 小学校の増築工事であります。あの工事を施行する
 にあたりましてはやはり所管の委員会に御出席を

求めまして御相談申し上げてあるわけです。

当時の状況から考へまして非常に時期はよかつたというわ
 けであります。設計者の設計額は六百十八万円であつた
 と記憶いたしておりますが入れの結果は六百十三万で落札
 しておるわけであります。非常に当時の状況が資材の値
 上がりと人夫賃の値上がり等からそういう面ではかなり
 難行があつたわけですが幸ひにして設計者が設計した額
 にピッタリとはいきませんでしたが落札を見たとやうなわけで
 すが予定価額は当時六百十八万そのまゝ削減する余地が
 ないと言う結論ができて六百十八万円の予定価額と記憶
 しておりますが結果において今申し上げました通り、六百十三
 万で落札を見て幾日か工事が遅れましたが大体において工期
 中に落成を見るという運びがついたというわけであります。ハ
 以上の様な次第であります。

先程え申し上げましたように、に名称が協議会でありまして、
慎重に御審議御協議いたしまして、やつておるわけです。
からその点御了承下さる様お願いいたします。

一議長(石川信義) 他に御質疑ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) これにて質疑を終結いたします。

一議長(石川信義) お諮りいたします。本件については討論を省略
したために採決いたしましたと思ひますが、これに御異議あ
りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつてこれより採決いたします。議案第^は七十四号、
通り決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めます。

よつて議案第^は七十四号は原案通り可決いたしました。

一議長(石川信義) ここです。分間休憩をいたします。

休憩 午前十時二十分

開議 午前十時三十分

一議長(石川信義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一議長(石川信義) 日程第七、契約締結同意方について、議案第^は七十五号を議
題に供します。

事務局長をして議案の朗読^をたさせます。

一事務局長(町田啓三) 朗 読

一議長(石川信義) 理事者から提案理由の説明を求めます。

一助役(川窪金吉) 議案第^は七十五号契約締結同意方についてを御説明申
し上げたいと思ひます。

その一、その~~な~~と云ふ舗装工事でありまして、簡易舗装の都の補助金をえちましての工事でありまして、その一についで申しあげたいと存じます。補助道第三号線の舗装工事でありまして、これは場所としてこの施工します。三百七十米というのは貫井商店の所から三王橋の区間であります。幅を六米にしてその面積が二千三百三十一平方米でございます。これを七月二十日に七社をえちまして入れしましたところ、二二にあるとおり八百八十八坪をえちまして、属見建設が落れたわけであります。假契約を結ぶと共にこれに着工してあるわけですが、この間中浮の前から三王橋に向きまして約五百米の所を、実は電々公社のケーブルが埋設されるといふことがこの入れ後わかたれましてございますので、電々公社の方からこの工事につきまして、つく分遅れかしてほしいというような要請をありまして、舗装したしてしまつて、

ケーブルを埋設するという段階になりますと、折角の所が又掘りかえさなければならぬといふようなことに又相なりますので、少し工期は遅れるわけですが、半分程の二、三米くらいは既に出米上がつてあるわけですが、そのケーブルを埋設するという所が残つています。これを九月末日まで工期を延長しまして施工したいと存ずる次第であります。三号線につきましては以上の経過をたどつておる次第であります。

その二ですが、補助道第七号線舗装新設工事でありますが、これは延長が七、七米幅員三、五米、五、八米といふのであります。平均して四米とちよつとであります。これは一部そうした所があり、大体六米の線を側溝等をとりますので、五、八米で三、五米といふのは、一部の所でありまして、大体その場所としてましては、永田の永田橋の別れる所があります。そこを

田村さんの前を通りまして福生の神明社の所を通りまして青梅線までの距離でございす。その間が七六七米ございす。それを七月三十一日に七社をえちまして入れした所福生建設工業株式会社を最低でありまして、二こと仮契約を結ぶという段階になっておりまして、この工期は十月二日と言うことに相なつておる次第であります。

この二件とえ簡易舗装工事であります。血敷く御同意方願いたいと思ひます。

一議長(石川信義) これより質疑を行ないます。

一土着山下幸三 担当は建設委員であります。が本件につきましては契約締結の間この内容について何うおれ／＼タチしておりませんので内容を質問しわれ／＼も大いに参考に供し、今後のこうした契約締結同意方の内容について検討したしだいと考へますので、最初に担当課長に御質問いたします。

がその一に第三号線の舗装工事については、これは側溝関係はどうなつてゐるか、それからあの場所には非常に一部高低が逆コースになつてゐるように見受けるが、この内容についてはどのような処理をえつか、まずこの点について御質問をいたします。

一未課長(猪俣清彦) 自席より答弁させていただきます。

補助道第三号線はただ今助役が述べました様に三百七十米が延長であり、延長になりますと六百七十米ありまして、残りの三百米は九月の、この次の追加予算をとりまして、やるという二とで排水問題であります。が福生の地割と云うものは大体百米に対して四十五センチメートル落ちております。そこで必ず流れます。流れますけれども現在のやる区間と中学校入口まで二センチメートル位下がっております。村内さんというボール箱屋さんのある区間に排水の吸い込みを一所設けたらうばよいのではないかと思ひます。側溝は現在作つておりません。

一七番(山下幸三) 関連でその二でありますが、^案二番線の舗装工事の内容について是非常に狭い場所で舗装工事の内容をみると好ましくないように見受けられます。

特にこれは長沢から秋山商店に至る所の巾の内容等は十分考慮して内容を折込んであるかどうか特にあそこは神社の森が茂っておりまして、冬と云なりますと出水等もありますので、そうした基礎工事について十分折込んであるかどうかという点についてお答えを願いたうと考えます。

一八番(猪俣清彦) 巾員が狭いというのは先程申し上げましたように、都道九五号線です。七右衛門二氏の所より宮本橋に行く区間が二百三十四米の延長と三米五口の巾員になつております。宮本橋の間は側溝でありますけれども、型をえつてやつております。神明橋^橋の方の件ですが、今から三、四年前に、石積の高さが二米五十位あります。あの区間に

真竹を十分配置しておりまして、砂利道の区間でも泥々化したこと
もありません

一九番(有藤真二) 関連でその一ですが、ただ今担当課長が吸込み槽をえつという話であります。これは折角金をかりて、牛込橋の下水を掘つたのであります。あの線(側溝)をえつて引っこむという処置がとれないものであるか、その点を理事者に御質問いたします。

一〇番(瀬谷清蔵) 土木事業につきましては、川堤助役^に担当していただいておりますが、ただ今の有藤議員さんからの御質問でございしますが、御質問にお答えいたします。

あの地区は先程担当課長が申し上げた通りでございまして、二つの舗装工事につきましては下水という面が予算の関係上、同時に施工できないということでありまして、その場合は今のお説の通り、下水道を完成してありますので、あの線に持ち込ものは当然でありまして、吸込みというところは当然考えておりません。

以上です

一十三番(大久保郎) 議案第ニ十五号につきましては異議あるものではございませんが、今御説明のうち三号線の関係について今回の計画は中學校の入口までございしますがそれから五日市線に至るまでの工事の関係橋の掛替はどのような計画になつてゐるか、この点御質問いたします。

一町長(頼吉清蔵) 大久保議員の御質問でありますけれども、勿論今御指摘になつたような点は十分に考えておるわけであり、まず、大久保の方から参りました補助金では現在行なつてゐる工事のみしか出来ないのでございしますが、なんとかして三十九年度中に三王橋の掛替をいたしまして全部補装を完了したいと、言う考えを持ちまして、都の方へ極力折衝しておるわけであり、特にこの点、大久保村都議会も非常に側面から御援助いたゞいておりまして、おそろくこの九月の都議会

に提案される追加更正予算にあるいはふくまれてゐるのではなかつたかと考へておりますが、現段階ではまだはつきりしておりません。何れにいたしまして、三十九年度中には橋の掛替、同時に残つた個所の補装をやらうというように考へておるわけであり、御了承をいたゞきたいと思ひます。

一十三番(大久保郎) 非常に結構なことになつたのであります。この際御要望申し上げたいと思ひますが、今おまつております橋の掛替等につきましては道路を睨みあわせまして一部修正して御考慮願ひたいと思ひます。

一町長(頼吉清蔵) 念のため申し上げておきますが、勿論橋を掛替える場合には少なくとも大木の橋をかりたいと、言うことは現在かりてある方向とや、傾斜した方が拝島駅の方からやつてきた場合、いのではないかと、二と考へて見てきたわけであり、色々と遺憾なきを期してやつていきたいと思ひます。